

## 広域情報

### 新型コロナウイルス感染症に関する南アフリカ・オーストラリア・英国に対する新たな水際対策措置

2020年12月25日(金)

#### <ポイント>

- 12月25日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20201225.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201225.pdf)

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20201225\\_02.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201225_02.pdf)

- 本件措置の主な点をお知らせ致しますので、南アフリカ・オーストラリア・英国からの日本への帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

#### <本文>

12月25日、日本において南アフリカ・オーストラリア・英国に対する新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

- 南アフリカからの新規入国の一時停止（日本国籍者は対象外）

本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが、12月26日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカからの新規入国を拒否します。

（注）上記に基づく措置は、12月26日午前0時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としません。

- 南アフリカへの短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止（日本国籍者も対象）

本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めているところですが、12月26日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカからの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めません。

- 検疫の強化（日本国籍者も対象）

(1) 南アフリカから帰国する日本人については、新たに出国前72時間以内の検査証明を求めます(12月29日の帰国者から当分の間)。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することを要請します。また、12月26日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めます。

(2) 南アフリカから再入国する在留資格保持者については、出国前72時間以内の検査証明を求めていたところですが、これに加え、12月26日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めます。

※ 以上の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に南アフリカにおける滞在歴のある方になります。

(3) 英国及び南アフリカから入国して14日間経過していない者について、健康フォローアップを強化します。

(4) オーストラリアは入国拒否対象地域とはなっておらず、本邦への帰国又は上陸申請日前14日以内に同国滞在歴のある者について、空港での検査を原則実施していませんが、12月26日以降は、新たに空港での検査を実施します。

※ 上記(4)の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内にオーストラリアにおける滞在歴のある方です。

#### ●南アフリカへの短期渡航の自粛要請(日本国籍者も対象)

南アフリカには現在、感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しています。日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請します。

#### ●変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求めます。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めるとします。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人について、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機を求めている取扱いは、従前のおりです。

※ 上記措置の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある方です。

#### ●変異株流行国からの航空便の搭乗人数の抑制

英国からの航空便について、当面1週間新規予約の受付を原則停止し、既存予約分でのフラ

イトとします。その後は、搭乗客数を抑制した運航とします。

●本措置は南アフリカ・オーストラリア・英国からの入国者に対する措置であり、これら以外の国・地域についてはこれまでの水際措置に変更ありません。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ  
( <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ) を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。  
( [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html) )

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)